

# 多摩川水系流域治水プロジェクト ＜参考資料＞

# ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:京浜河川事務所】

R6.3更新

『洪水処理能力を向上させる取組(河道掘削、樹木伐採)』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

(1) 洪水氾濫対策

① 堤防整備、河道掘削、調節池整備等の加速化

○河道の流下能力を向上させる取組として、河道掘削、樹木伐採等により水位低減を図るとともに、掘削土を活用して堤防整備を進めていきます。

### 代表箇所：堰上流の河道掘削



### Before : 洪水氾濫の危険性



### After : 河道掘削により約80cmの水位低減



河道掘削 多摩川宿河原堰上流(令和4年2月完了)

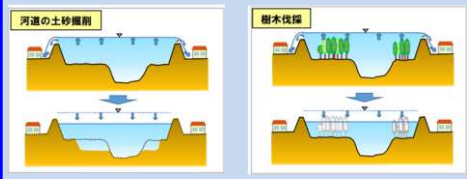
# 多摩川緊急治水対策プロジェクト河川流域における対策（河川改修）について

## 【整備の考え方】

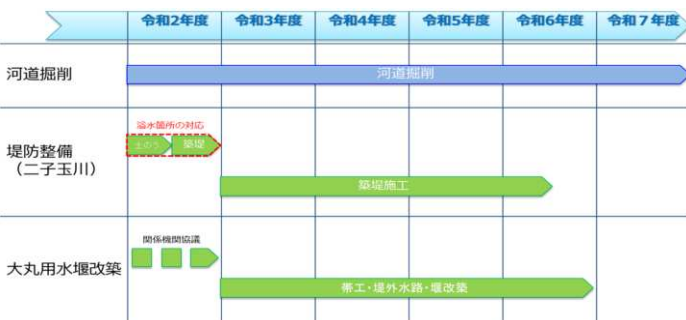
- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、浸水被害の軽減に向けた対策を加速化させるため、多摩川中下流部における河道掘削や堰改築、溢水箇所等の堤防整備を実施します。
- これらの河川改修により、令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して、多摩川からの氾濫による浸水被害を防止します。



## ■河道掘削・樹木伐採

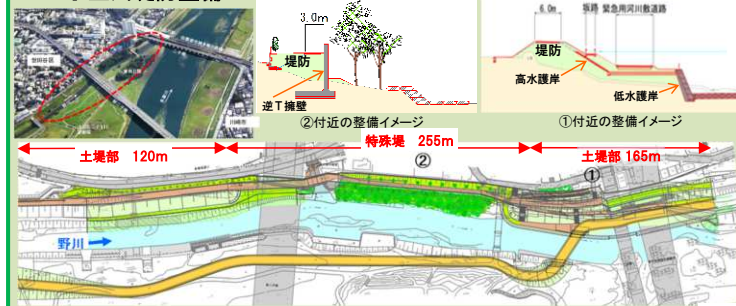


## ■大丸用水堰改築



※数量およびスケジュールは現時点での予定であり、今後の調査・検討・関係機関調整の進捗等により変更が生じる場合があります。

## ■二子玉川堤防整備



3

# 多摩川緊急治水対策プロジェクト

～首都東京への溢水防止及び沿川・流域治水対策の推進～

【令和5年度版】

- 令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した、多摩川において、国、都、県、市区が連携し、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を進めています。
- 国、都、県、市区が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、「社会経済被害の最小化」を目指します。
  - ①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】
  - ②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】
  - ③減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】
- 令和5年度は河道掘削と堤防整備及び堰改築を継続するとともに、多機関連携型タイムラインの策定等を進めていきます。



## ■河川における対策

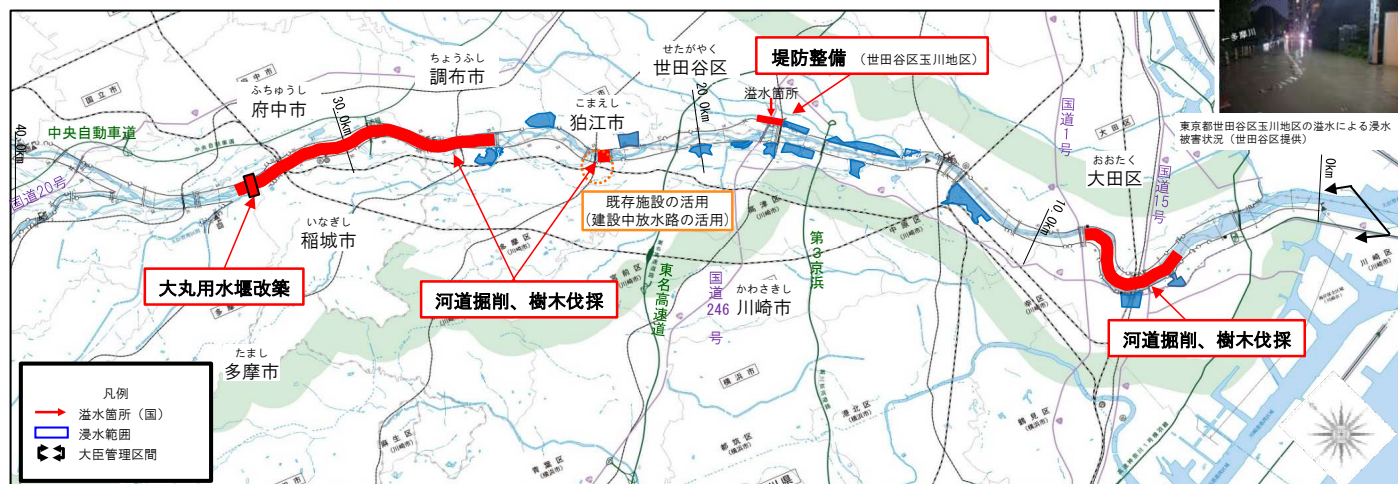
全体事業費 約255億円(+64億円)※  
 災害復旧 約28億円  
 改良復旧 約227億円  
 事業期間 令和元年度～令和7年度(1年延長)  
 目標 令和元年東日本台風洪水における本川からの越水防止  
 対策内容 河道掘削、樹木伐採、堰改築、堤防整備等  
 ※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。  
 ※土砂運搬等の進捗により、必要に応じて他事業と連携して事業を実施

## ■流域における対策

(下水道事業等の整備促進)  
 ・流出抑制施設の整備等  
 ・既存施設(五反田川放水路(建設中))の活用による雨水貯留  
 ・下水道施設等のゲート自動化・遠隔操作化等  
 ・移動式排水設備(排水ポンプ車等)の整備  
 ・土のう等の備蓄資材の配備等

## ■ソフト施策

・自治体との光ケーブル接続  
 ・簡易型河川監視カメラの設置  
 ・多機関連携型タイムラインの策定、運用  
 ・講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進  
 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進  
 ・自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施等



※計数及び対策については、今後の調査、検討等の結果、変更となる場合がある

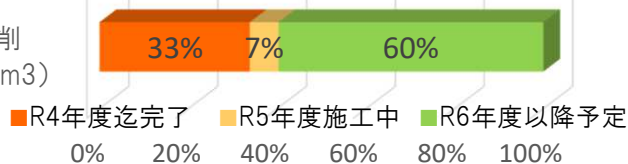
4



# 多摩川緊急治水対策プロジェクト<河道掘削>

【令和6年2月時点】

河道掘削  
(約139万m<sup>3</sup>)



※R6年2月末時点の情報となります。現地状況により今後変更となる場合がございます。

5

## 対策事例【多摩川流域治水プロジェクト:京浜河川事務所】

R6.3更新

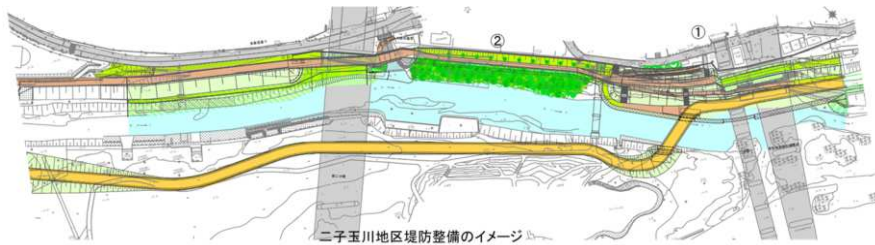
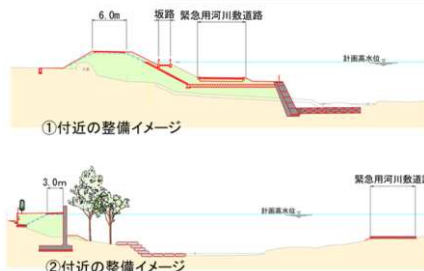
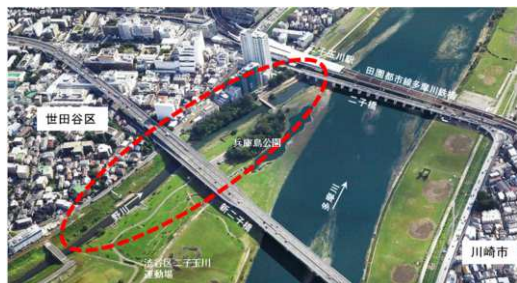
### 『堤防整備』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - (1) 洪水氾濫対策
    - ① 堤防整備、河道掘削、調節池整備等の加速化

○堤防の必要な幅や高さが不足している箇所においては、堤防の嵩上げ・拡幅を行います。

### 代表箇所：世田谷区玉川地区における堤防整備

○世田谷区玉川地区の築堤は、無堤防区間から溢水を防止する対策として行います。これにより、令和元年東日本台風と同等規模の洪水が起こった場合でも洪水を安全に流下させ、多摩川からの氾濫を防止することが可能となります。



多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
京浜河川事務所、東京都、神奈川県

6



# 多摩川緊急治水対策プロジェクト＜堤防整備（世田谷区玉川地区）＞

【令和6年2月時点】

- 世田谷区玉川地区では、無堤防区間から溢水を防止する対策として約540m区間の堤防整備を行っています。
- これにより、令和元年東日本台風と同等規模の洪水が起こった場合でも洪水を安全に流下させ、多摩川からの氾濫による浸水被害を防止します。



7

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:京浜河川事務所】

R5.3更新

### 『堤防整備』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - (1) 洪水氾濫対策
    - ① 堤防整備、河道掘削、調節池整備等の加速化

○堤防の必要な幅や高さが不足している箇所においては、堤防の嵩上げ・拡幅を行います。

○堤防の必要な幅や高さが不足している区間においては、洪水時に越水や破堤により氾濫する恐れがあります。  
そこで、計画高水位の流水に対して安全性を確保するため築堤を行います。



築堤 多摩川右岸5.8k周辺 (令和3年1月完成)



築堤 浅川左岸5.6k周辺 (令和4年6月完成)



## 『流下阻害の横断工作物(堰)の改築』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

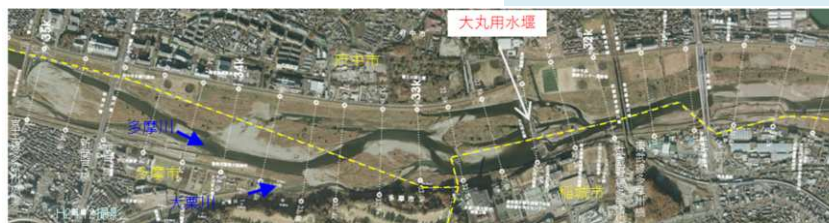
(1) 洪水氾濫対策

① 堤防整備、河道掘削、調節池整備等の加速化

○河道の流下能力を向上させる取組として、洪水の流下を阻害している堰の改築を進めていきます。

### 代表箇所：大丸用水堰の改築

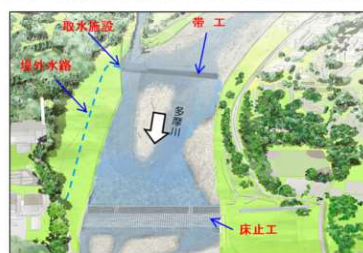
○大丸用水堰の改築は、河道断面を確保する対策として行います。これにより、令和元年東日本台風と同等規模の洪水が起こった場合でも洪水を安全に流下させることが可能となります。



【改築の主な内容】大丸用水堰の改築は、現在の堰を撤去した後、床止め工の設置と河道断面の切り下げを行います。また、改築した後も取水できるように、取水施設と堤外水路を設置します。



大丸用水堰（平成31年3月）



大丸用水堰改築のイメージ



大丸用水堰改築工事状況（令和6年1月末現在）

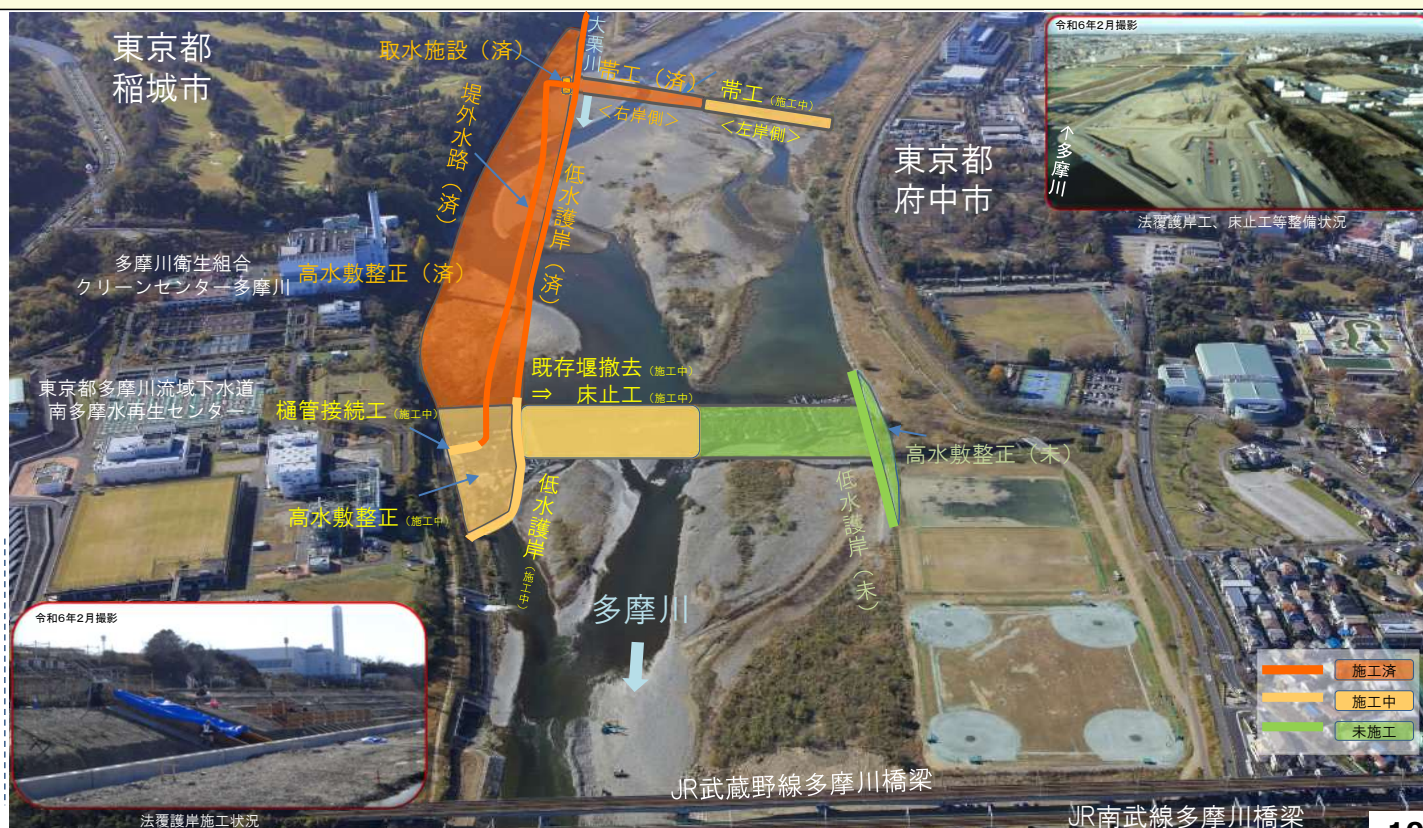
多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
京浜河川事務所

9

## 多摩川緊急治水対策プロジェクト ＜大丸用水堰改築＞

【令和6年2月時点】

- 大丸用水堰の改築は、現在の堰を撤去して床止め、帯工を設置し、堰上流に堆積した土砂の掘削を行います。
- これにより、令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して、堰付近で約1.5メートルの水位低下を見込んでいます。
- また、取水施設や堤外水路を整備し、既設樋管と接続することで、取水を確保します。





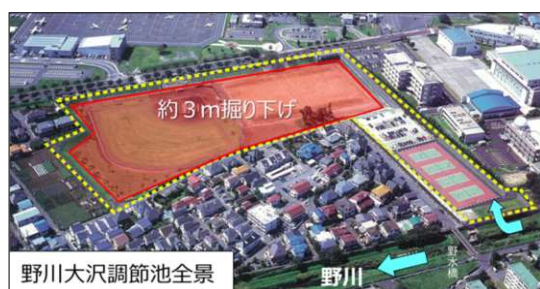
『調節池整備』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- (1) 洪水氾濫対策
- ① 堤防整備、河道掘削、調節池整備等の加速化

○野川において、年超過確率1/20規模の降雨への対応として、洪水の一部を貯留する調節池を整備します。調節池で洪水のピーク部分をカットすることにより、洪水流量を効果的に低減させます。



位置図



野川大沢調節池全景

野川大沢調節池（規模拡大）

- 既存の野川大沢調節池（掘込式）を約3m掘り下げることで、現況の貯留量から約6.8万 $m^3$ 拡大し、完成後は約15.8万 $m^3$ の貯留量を確保

⇒ 令和3年11月、稼働開始



整備後（取水堰）



整備後（本体）

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
東京都

11

■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:東京都】

『分水路整備』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- (1) 洪水氾濫対策
- ① 堤防整備、河道掘削、調節池整備等の加速化

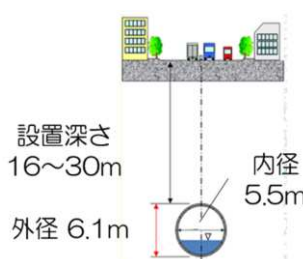
○谷沢川において、年超過確率1/20規模の降雨への対応として、道路の地下等を活用した分水路を整備します。分水路によって、本川の流量負担を軽減させます。



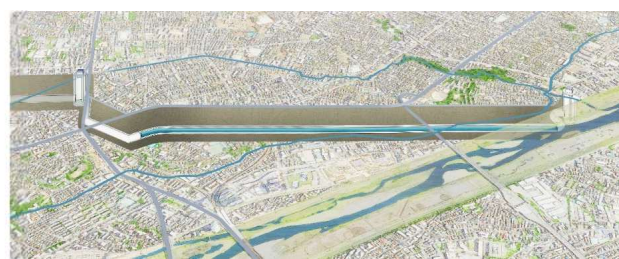
平面図

谷沢川分水路

- 谷沢川上流部で本川及び下水道雨水幹線から最大50 $m^3/s$ を取水し、国道246号線、環状八号線等の地下を通して、谷沢川最下流部で本川に放流する、総延長約3200m、内径5.5mの分水路を整備します。



分水路断面図



分水路完成イメージ

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
東京都

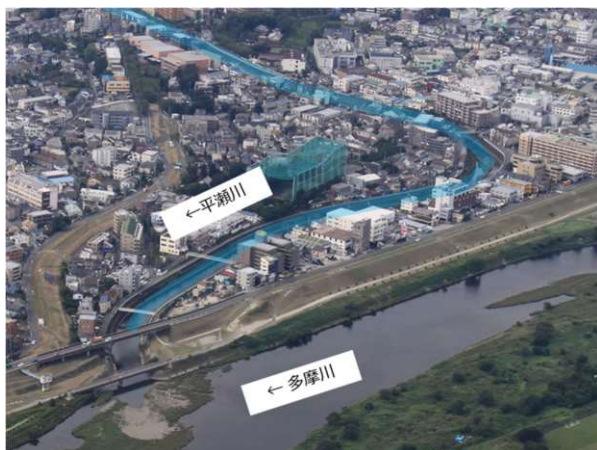
12

『多摩川と平瀬川の合流部対策の検討・実施』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- (1) 洪水氾濫対策
- ① 堤防整備、河道掘削、調節池整備等の加速化

○本支川の合流部において、早期の治水安全度の向上を図るため、関係機関と連携しながら段階的な整備を行ってまいります。

○ 平瀬川における多摩川本川合流部の対策については、多摩川からの背水に備えるため、将来的な計画を考慮し、関係機関と連携しながら段階的な整備を行い、早期の治水安全度の向上を図ります。



多摩川水系 平瀬川  
ブロック河川整備計画  
を策定しました  
(令和4年2月)



写真 浸水状況

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
京浜河川事務所、神奈川県、川崎市

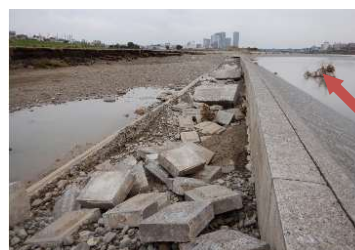
13

■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:京浜河川事務所】

『水衝部対策、護岸整備』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- (1) 洪水氾濫対策
- ② 「粘り強い堤防」を目指した堤防強化

○河川の流況等により堤防防護に必要な河川敷幅が確保できない箇所や、高速流の発生により低水部の洗掘のおそれがある箇所においては、水衝部・洗掘対策として強固な低水護岸等の対策を進めていきます。



令和元年東日本台風による  
洪水時の被災  
多摩川左岸低水護岸 洗掘  
(世田谷区宇奈根地区)

【水衝部対策】

水衝部では侵食・洗掘が発生する恐れがあります。そこで、強固な低水護岸等による防護を行います。



多摩川左岸17.0k付近(令和4年3月月完成)

【高水護岸整備】

堤防等の安全性向上対策として、流水による浸透・侵食から堤防を守るため、堤防法面(斜面)に護岸(高水護岸)の設置等を行います。



多摩川右岸20.2k付近(平成30年5月完成)

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
京浜河川事務所、東京都、神奈川県、川崎市

14



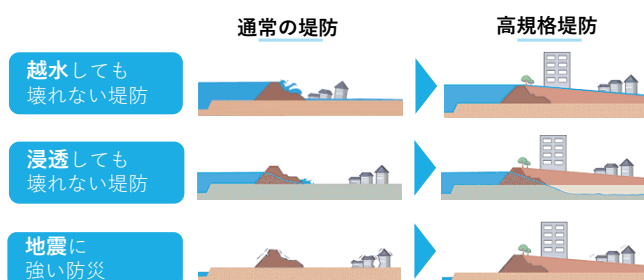
## 『高規格堤防』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - (1) 洪水氾濫対策
  - ②「粘り強い堤防」を目指した堤防強化

○人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間において、通常の堤防と比較して幅の広い高規格堤防を整備し、計画を超えるような洪水時においても、越水・侵食・浸透による堤防決壊を防ぐことで壊滅的な被害を回避することができます。

### 高規格堤防とは

- 高規格堤防は、土でできた、ゆるやかな勾配を持つ幅の広い堤防です。
- 広くなった堤防の上は、通常の土地利用が可能で、新たなまちづくりを行うことができます。
- 堤防の幅を非常に広くして破堤を防ぐ高規格堤防は、地震にも強く、万が一計画を超えるような大洪水が起きた場合でも、水が溢れることはあっても壊滅的な被害は避けることができます。



多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
京浜河川事務所

15

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:東京都】

R4.3更新

## 『防潮堤耐震対策』

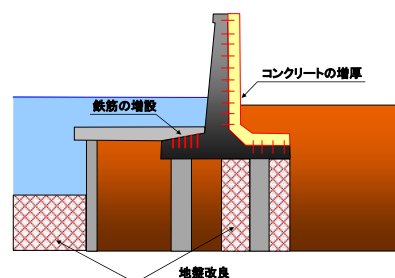
1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - (1) 洪水氾濫対策
  - ②「粘り強い堤防」を目指した堤防強化、防潮堤耐震対策

○「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（R3策定）に基づき、堤防等の耐震対策を推進し、想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備えます。



「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（R3策定）

### ■ 対策イメージ



### ■ 防潮堤の耐震補強施工状況（海老取川）



多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
東京都

16

『下水道樋管等のゲート電動化・遠隔操作化等』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

(2) 内水氾濫対策

① 都市浸水対策の強化(下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等)

※別紙「各対策のパーチャート」における分類

多摩川の直轄河川管理区間内には112箇所※の許可受け樋門・樋管が設置されています。※直轄管理施設を除く。  
令和元年東日本台風による洪水を踏まえ、各施設管理者において、浸水被害を軽減する取組として、樋管のフラップゲート化や遠隔操作を行うための施設整備等を進めています。

| No | 左右岸 | 距離標  | 樋管名称             | 管理者             | 設置状況 | 電動化      | 遠隔化 | 水位計 | カメラ |
|----|-----|------|------------------|-----------------|------|----------|-----|-----|-----|
| 1  | 左岸  | 18.0 | 谷川排水樋管           | 東京都下水道局南部下水道事務所 | 設置済  | ○        | ○   | ○   |     |
| 2  | 左岸  | 15.0 | 等々力排水樋管          | 東京都下水道局南部下水道事務所 | 設置済  | ○        | ○   | ○   |     |
| 3  | 左岸  | 13.1 | 中原・調布排水樋管        | 東京都下水道局南部下水道事務所 | 設置済  | ○        | ○   | ○   |     |
| 4  | 右岸  | 17.0 | 諏訪排水樋管           | 川崎市上下水道管理者      | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 5  | 右岸  | 15.6 | 宮内排水樋管           | 川崎市上下水道管理者      | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 6  | 右岸  | 20.0 | 宇奈根排水樋管          | 川崎市上下水道管理者      | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 7  | 右岸  | 12.4 | 山王排水樋管           | 川崎市上下水道管理者      | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 8  | 右岸  | 18.0 | 二子排水樋管           | 川崎市上下水道管理者      | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 9  | 左岸  | 25.0 | 調布排水樋管           | 調布市             | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 10 | 左岸  | 29.4 | 北多摩一号水再生センター排水樋門 | 東京都下水道局流域下水道本部  | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 11 | 左岸  | 36.8 | 北多摩二号水再生センター排水樋門 | 東京都下水道局流域下水道本部  | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 12 | 左岸  | 24.2 | 六郷排水樋管           | 狛江市             | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 13 | 左岸  | 21.6 | 猪方排水樋管           | 狛江市             | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 14 | 左岸  | 47.2 | 西部6号幹線排水樋管       | 昭島市             | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 15 | 左岸  | 46.2 | 西部1号幹線排水樋管       | 昭島市             | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 16 | 左岸  | 42.8 | 野水堀1号幹線排水樋管      | 昭島市             | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 17 | 左岸  | 24.2 | 根川第一雨水幹線         | 狛江市             | 設置済  | フラップゲート化 |     |     |     |
| 18 | 右岸  | 4.9  | 川崎河港水門           | 川崎市長            | 設置済  |          |     | ○   | ○   |
| 19 | 左岸  | 43.8 | 多摩川上流水再生センター排水樋門 | 東京都下水道局流域下水道本部  | 設置済  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 20 | 右岸  | 22.0 | 舊河原排水樋管          | 川崎市上下水道管理者      | 施工中  | ○        | ○   | ○   | ○   |
| 21 | 右岸  | 29.8 | 大丸谷戸川排水樋門        | 稲城市             | 施工中  | ○        | ○   | ○   | ○   |



水位計の導入



監視カメラの導入

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
東京都、川崎市、調布市、狛江市、八王子市、昭島市、稲城市

17

■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:川崎市】

R6.3更新

『下水道施設の耐水化』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

(2) 内水氾濫対策

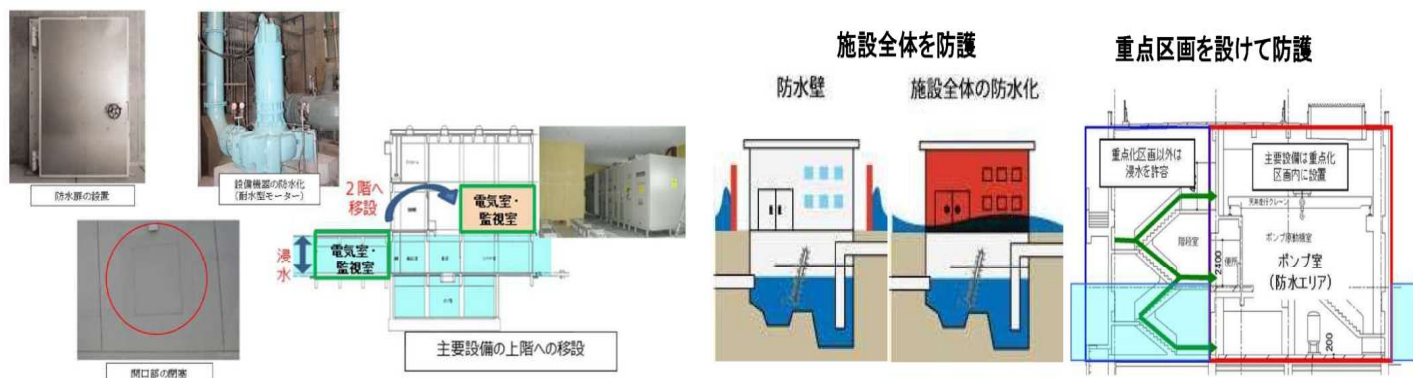
① 都市浸水対策の強化(下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等)

※別紙「各対策のパーチャート」における分類

河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するため、想定される浸水深に対して、ハード・ソフトによる下水道施設の浸水対策(耐水化)が必要。

対策浸水深や重要設備の配置、構造物の構造等を踏まえ、電気設備の上階への移設や防水仕様の設備への更新、建物全体の耐水化、重点化区画の耐水化を適切に組み合わせ、効率的、効果的に対策を推進。

～ 各種対策手法例 ～



出典: 気候変動を踏まえた都市浸水対策に係る検討会提言(国土交通省)

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている及び予定している都県市区町村  
東京都、川崎市、多摩市、青梅市、狛江市、昭島市

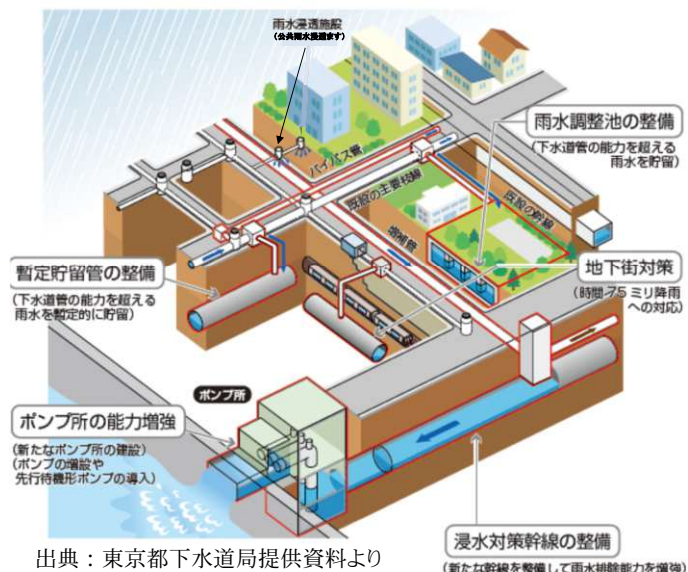
18



『下水道施設(雨水幹線・貯留施設等の整備)による浸水対策』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - (2) 内水氾濫対策
    - ① 都市浸水対策の強化(下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等)

浸水対策のイメージ



出典：東京都下水道局提供資料より

下水道施設による浸水対策

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている及び予定している都県市区町村  
 東京都、川崎市、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、八王子市、稲城市、立川市、昭島市、小平市、国分寺市、武蔵村山市、瑞穂町、日の出町、日野市

19

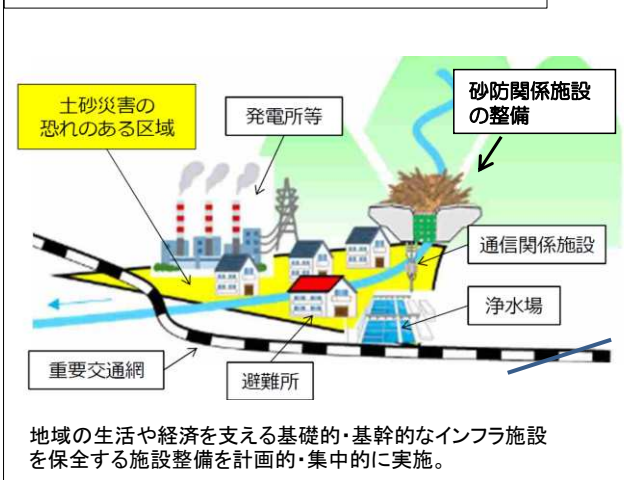
■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:山梨県】

『いのちとくらしを守る土砂災害対策の推進に関する取組』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - (3) 土砂災害対策
    - ① いのちとくらしを守る土砂災害対策

※別紙「各対策のパーチャート」における分類

土砂災害対策のイメージ



補助砂防関係事業

土石流対策 上岡沢(丹波山村奥秋)



急傾斜地崩壊対策 中宿地区(丹波山村丹波)



地すべり防止対策 余沢地区(小菅村余沢)



上記以外の多摩川流域における土石流対策、急傾斜地崩壊対策、地すべり対策を実施【山梨県】

多摩川流域治水協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
 山梨県、東京都、神奈川県

20

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:京浜河川事務所、東京都、神奈川県】

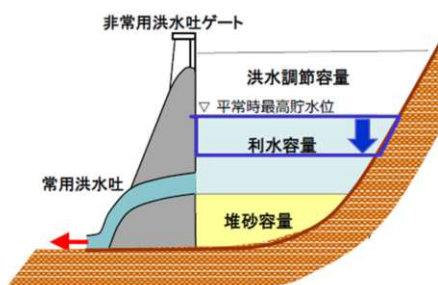
### 『利水ダムにおける事前放流等の実施、体制構築』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - (4) 流水の貯留機能の拡大
    - ① 利水ダム等による事前放流の更なる推進(協議会の創設等)

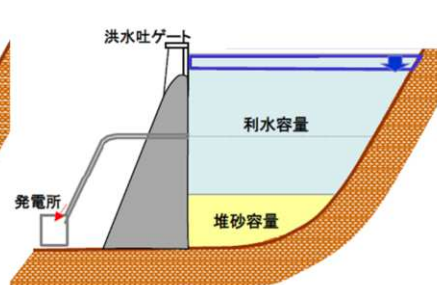
- 多摩川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者は「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づいた「多摩川水系治水協定」を締結しました。
- 河川について水害の発生防止等が図られるよう同水系で運用されている小河内ダムの洪水調節機能強化を推進します。

#### 有効活用のイメージ

多目的ダムの事前の放流



利水ダムの事前の放流



※放流設備の改良等が必要なものは効果が高いものから順次実施を検討

#### 多摩川水系治水協定

一級河川多摩川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

多摩川水系治水協定  
令和2年5月27日締結

#### 【事前放流とは】

大雨となることを見込まれる場合に、大雨の時により多くの水をダムに貯められるよう、利水者の協力のもと、利水のための貯水を河川の水量が増える前に放流してダムの貯水位を低下させ、一時的に治水のための容量を確保するもの。

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
京浜河川事務所、東京都、神奈川県

21

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:東京都、各市区町】

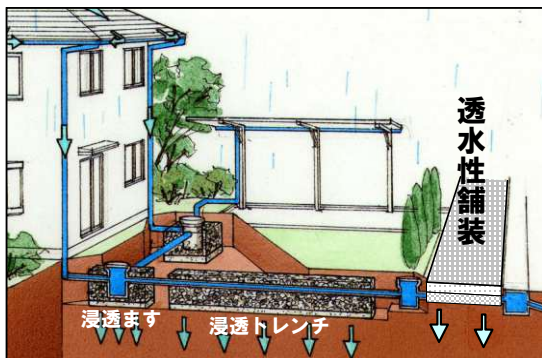
R4.3更新

### 『雨水貯留浸透対策の強化』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
  - (5) 流域の雨水貯留機能の向上
    - ① 流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化(貯留機能保全区域の創設、雨水貯留浸透施設整備の支援制度の充実)

- 多摩川流域内の自治体では、雨水貯留浸透対策の強化について、地域の特性等に合わせた様々な取組により、関連施策との連携の他、関係住民や民間企業などあらゆる主体と連携しながら進めている。

#### 雨水浸透施設



#### <取組の分類と主な事例>

- ◆ 計画・指針関係
  - ・雨水貯留浸透推進計画（八王子市）
  - ・水と緑の基本計画（昭島市）
- ◆ 条例関係
  - ・まちづくり条例（大田区、府中市他）
  - ・雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（武蔵野市）等
- ◆ 設置要綱関係
  - ・雨水流出抑制施設等に関する設置要綱（三鷹市、狛江市他）
- ◆ 設置基準関係
  - ・雨水浸透施設の技術指導基準（小金井市）
- ◆ 指導要綱関係
  - ・開発指導要綱（世田谷区、調布市他）
- ◆ 助成金関係
  - ・雨水貯留槽又は貯留施設関係助成金等交付要綱（狛江市、多摩市他）
  - ・雨水タンク設置助成金要綱（世田谷区）

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
東京都、各市区町

22



## 『開発行為に対する流出抑制対策の指導』

- ①流域の関係者による流域貯留浸透対策の強化

※別紙「各対策のバーチャート」における分類

## ■ 取組概要

○東京都豪雨対策基本方針(改定)に基づき 区市町村と連携し、雨水流出抑制施設の設置を促進

【指導】

- ・公共施設や大規模民間開発などを対象として、一定規模の雨水貯留浸透施設を設置することとしている

【補助】

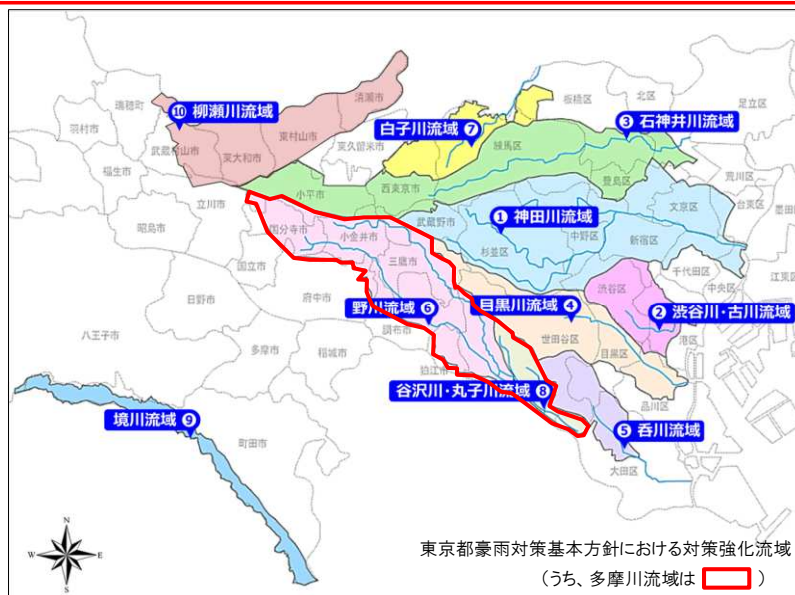
- ・東京都豪雨対策基本方針(改定)において 浸水被害や降雨特性などを踏まえ、甚大な 浸水被害が発生している流域を**対策強化流域**として選定し、流域対策を強化する
- ・雨水流出抑制施設の設置促進に向けて **対策強化流域**に掛かる区市町へ補助を実施することとしている

### 取組内容の工夫点・課題・留意点

- ・民間施設向けの補助は、H30年度より補助率を引き上げ
- ・公共施設向けの補助は、R2年度より補助対象施設の規模要件を撤廃

## 取り組みによる効果

- ・河川、下水道への雨水の流入を抑制



## 活用可能な制度等

- ・雨水流出抑制事業補助要綱(民間施設向け)
- ・一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定委託費及び工事費補助金交付要綱(公共施設向け)

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
東京都

23

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト：八王子市】

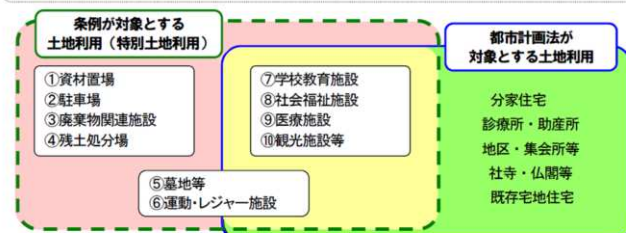
## 『市街化調整区域の適正な土地利用』

- ①流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化(貯留機能保全区域の創設、雨水貯留浸透施設整備の支援制度の充実)

○市街化調整区域のうち自然環境及び営農環境を保全すべき区域について、他の法令及び条例と相まって、あるべき姿を実現していきます。

(1) 条例が対象とする土地利用行為

- ア. 特別土地利用を行うための以下の行為（区域面積 300 m<sup>2</sup> 以上のものを対象）
- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| a. 土地の区画形質の変更を行うこと | c. 建築物及び工作物の築造を行うこと |
| b. 樹木の伐採を行うこと      | d. その他土地利用の転換行為     |
- イ. 特別土地利用を行うための土地の区域を拡張する行為  
（拡張後の区域面積 300 m<sup>2</sup> 以上となるものを対象）



※都市計画法が対象としている土地利用は一部を抜粋したものであり、その他土地利用も対象となる場合があります。

出典：八王子市市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例概要（ホームページ）より

### (3) 立地基準・技術基準

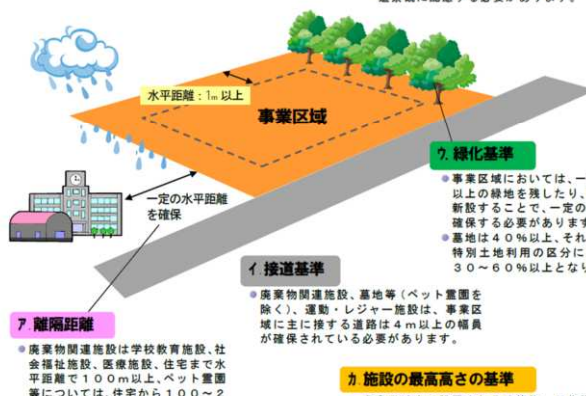
【技術基準】：1. 接道基準、2. 緑化基準、3. 雨水処理基準、4. 外構等の基準、5. 高さ基準 等

### Ⅰ. 雨水漫透排水基準

- 事業区域内の雨水を浸透、排水させるための基準で、接続先の公共施設管理者との協議・同意や、必要に応じて調整池・貯留槽等の流出抑制施設の設置等が必要となります。

### オ 外債等の基準

- 垣や柵の構造の基準、道路境界線又は隣地境界線からの距離の基準です。
- 資材置場、廃棄物関連施設は、境界から水平距離で1m以上離す必要があります。
- また、離隔部分に植栽帯を設けるなど、沿道景観に配慮する必要があるとあります。



### カ 施設の最高高さの基準

- 事業区域内に設置される建築物、工作物及び堆積物等は、一部の区域を除き、最高高さが10mを超えてはいけません。

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
八王子市、町田市

24

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:日の出町】

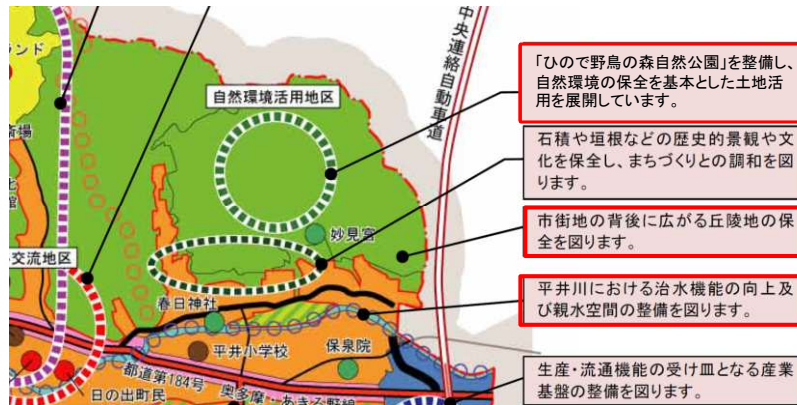
### 『治水機能の向上のための自然地の保全と農地の保全』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

(5) 流域の雨水貯留機能の向上

① 流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化(貯留機能保全区域の創設、雨水貯留浸透施設整備の支援制度の充実)

○市街地を囲む丘陵地の豊かな自然環境を保護し、多面的な機能を持つ農地については計画的な保全を図ります。



平井川の治水機能向上  
自然環境の保全を基本とした土地利用の活用  
※出典：日の出町都市計画マスタープランより抜粋



平井川塩田堤桜並木  
出典：日の出町HP

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている及び予定している都県市区町村  
日の出町、八王子市、国立市

25

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:東京都】

### 『治山事業』

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

(5) 流域の雨水貯留機能の向上

③ 森林整備、治山対策

### ■ 取組の概要

#### ・目的

崩壊した斜面に土留工を施工することにより崩壊拡大防止や斜面の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。

#### ・構造

土留工(かご枠): 3基  
法枠工: A=3,525.5m<sup>2</sup>  
筋工: L=249.0m  
伏工: A=776.3m<sup>2</sup>

#### ・実施場所

青梅市御岳

#### ・取組実施により期待すること

山腹斜面の安定、水源かん養機能の向上

#### ・今後の展開

治山事業を実施し、森林の保全を進めることで、土砂や流木の流出を抑止するほか、土壌が保持されることによる保水機能の維持を通じて、流域治水プロジェクトの関係施策として連携していく。



多摩川流域治水協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている市町村  
東京都

26

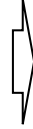


## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:山梨県】

### 『上流域等における森林整備・治山対策』

- 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- (5) 流域の雨水貯留機能の向上
- ③ 森林整備、治山対策

※別紙「各対策のパーチャート」における分類



森 林 整 備



治 山 対 策

### ■ 取組の概要

#### ・目的

多摩川流域治水プロジェクトにより河川堤防整備・強化等の取組が行われる中、上流域の森林においては、森林整備や治山対策を通じて、森林の防災・保水機能を発揮させ、流域治水の関連施策として連携を図る。

#### ・実施場所

多摩川水系河川上流の森林

#### ・取組実施により期待すること

森林の有する水源涵養機能の発揮に加え、下流域に対する土砂や流木の流出を抑制するなど、効果が期待できる。

#### ・今後の展開

引き続き、手入れが行き届かず荒廃した人工林の間伐等や治山対策による林地保全を進め、森林の防災・保水機能の維持向上を図る。

多摩川流域治水協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
山梨県、東京都

27

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:川崎市】

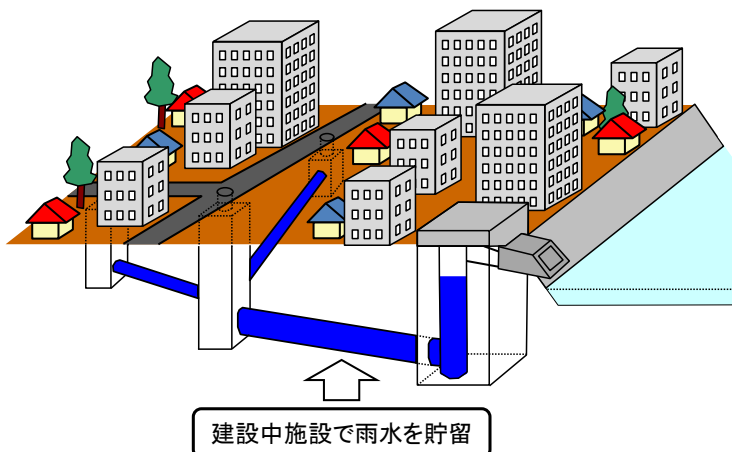
R6.3更新

### 『放水路整備』『建設中施設の活用による雨水貯留(本運用まで)』

- 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- (5) 流域の雨水貯留機能の向上
- ④ 雨水貯留浸透施設の整備(民間企業等による整備、未活用の国有地の活用)

○浸水被害を軽減する取組として、放水路整備を進め、令和6年3月末から本運用を開始しました。

建設中施設の活用による雨水貯留



多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
川崎市

28

## 『雨水貯留浸透施設の整備』

- 1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- (5) 流域の雨水貯留機能の向上
- ④ 雨水貯留浸透施設の整備(民間企業等による整備、未活用の国有地の活用)

- 雨水貯留浸透施設の整備については、公共工事時における整備の促進等により、多摩川流域の雨水貯留浸透機能の向上を進めています。

### 校庭への貯留浸透施設



取組：世田谷区、武蔵野市、立川市

### 浸透ます・浸透人孔等の設置



取組：世田谷区、府中市、立川市、狛江市、国立市、八王子市、日の出町

### 透水性舗装



取組：世田谷区、国分寺市、武蔵野市、府中市、甲州市

### その他

都有公共施設の整備に合わせ所在自治体等の指導に基づく設置：東京都  
道路工事設計基準：小平市、国分寺市、狛江市  
計画に基づく実施：調布市  
市発注工事：三鷹市、八王子市

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている及び予定している都県市区町村

東京都、世田谷区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、狛江市、立川市、国分寺市、日の出町、甲州市、国立市、八王子市

## ②被害対象を減少させるための対策



## 『立地適正化計画に関する取組』

### 2.被害対象を減少させるための対策

#### (1)水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫

##### ①リスクが高い区域における立地抑制、移転誘導等(建物・土地利用の工夫)

### <八王子市の取組事例>

○浸水深が0.5m以上になると、床上浸水の危険性があり、水平方向への避難も困難になることから、八王子市立地適正化計画では、浸水想定区域(0.5m以上の区域)は居住誘導区域から除外しています。

### 浸水想定区域図と居住者の分布

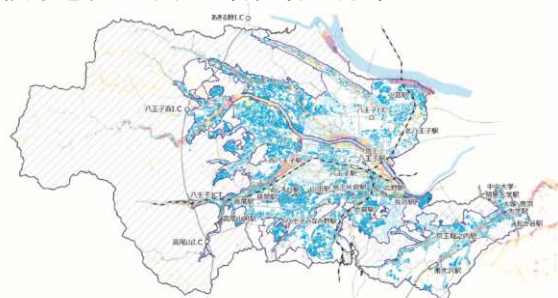


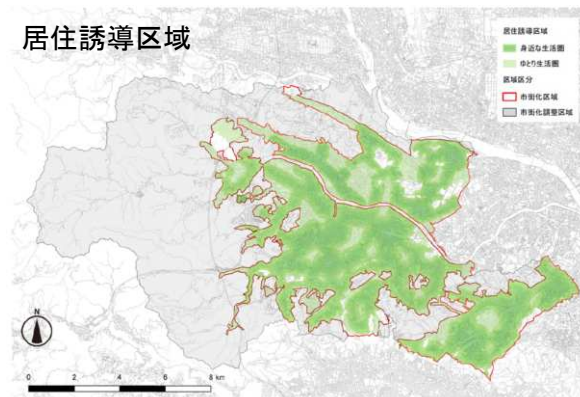
図 浸水想定区域と居住者の分布

出典:東京都 浅川圏 各ブロック別最大浸水深(平成30年(2018年)9月時点)

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 浸水想定区域(平成30年(2018年)10月時点)より作成

出典:八王子市立地適正化計画より

### 居住誘導区域



※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水想定区域(浸水深0.5m以上)、生産緑地地区、斜面緑地保全区域は、居住誘導区域から除外します。これらの区域については、それぞれの区域図等で最新の情報を確認してください。  
※「身近な生活圏」及び「ゆとり生活圏」は、平成31年(2019年)4月1日時点の路線バスのサービス水準に基づき概ねの圏域を示す目安であり、必要に応じて見直しします。また、都市を平面的に捉えたものであり、トンネルや橋梁など地形の状況により、実際と異なる場合があります。

### <福生市の取組事例>

○浸水想定区域であってもソフト対策を講じることにより安全性が確保されると考え、居住誘導区域に含めています。

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている及び検討している都県市区町村  
八王子市、福生市

31

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:狛江市】

## R5.3新規追加

## 『立地適正化計画に関する取組』

### 2.被害対象を減少させるための対策

#### (1)水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫

##### ①リスクが高い区域における立地抑制、移転誘導等(建物・土地利用の工夫)

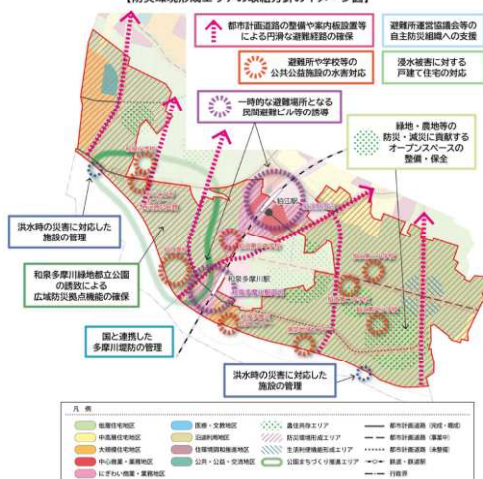
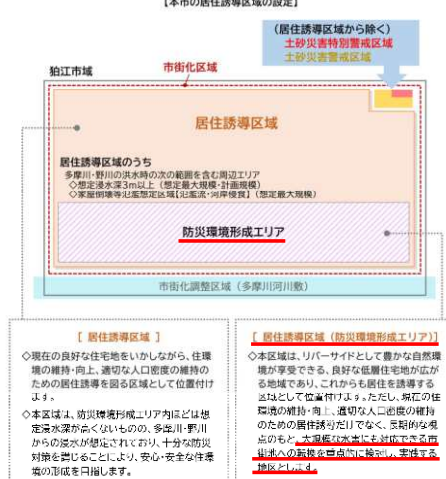
### <狛江市の取組事例>

○都市計画マスタープラン・立地適正化計画において、浸水想定区域等を「防災環境形成エリア」に位置付け、防災性の向上を重点的に検討・実践する区域とすることで、居住誘導区域にも含めることとしています。

【居住誘導区域の設定範囲】

【本市の居住誘導区域の設定】

【防災環境形成エリアの取組方針のイメージ図】



※防災環境形成エリア:  
多摩川・野川の洪水時の想定浸水深3.0m以上(想定最大規模・計画規模)、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)を含む周辺エリア

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている及び検討している都県市区町村  
狛江市、調布市、三鷹市

32



## 『土のう等の備蓄資材の配備等』

### 2.被害対象を減少させるための対策

(1)水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫

①リスクが高い区域における立地抑制、移転誘導等(建物・土地利用の工夫)

○浸水被害を軽減する取組として、土のう等の備蓄資材の配備や民間事業者等への止水板設置の促進を行っています。

#### 土のうステーション



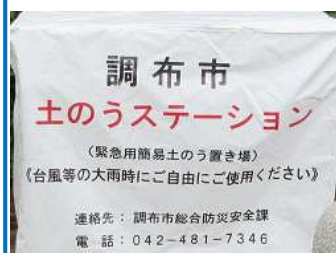
大田区



世田谷区



狛江市



調布市



川崎市



稲城市

#### 備蓄資材の配備



大師河原河川防災ステーション  
(京浜河川事務所)

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
京浜河川事務所、川崎市、大田区、世田谷区、調布市、狛江市、稲城市、羽村市、多摩市

33

## ■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:三鷹市、調布市、八王子市、狛江市】

R4.3更新

## 『止水板設置工事助成交付要綱』

### 2.被害対象を減少させるための対策

(1)水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫

①リスクが高い区域における立地抑制、移転誘導等(建物・土地利用の工夫)

○浸水被害の防止や軽減を目的として、止水板を設置する市民の方に対し、設置費用の一部を助成しています。

～浸水被害ゼロを目指して～

### 止水板設置工事助成事業

家屋の浸水被害の防止や軽減を目的として、止水板を設置する市民の方に対し、設置費用の一部を助成します。

- 1. 助成対象者**  
市内で住宅に止水板設置工事を行う場合で、1年以上前から三鷹市に住民登録されている個人  
※ただし、住民税を滞納されている方は除く。
- 2. 止水板**  
建物の浸水の恐れがある出入口等に設置するもので、以下の機能を有するもの。  
(1) 浸水に耐える素材のもの  
(2) 取り外し又は移動可能なもの
- 3. 助成対象工事**  
(1) 止水板設置工事  
(2) 止水板設置に伴い、防水効果高めるために行う工事  
・内外壁の防水工事  
・土間コンクリート打設工事等
- 4. 助成金の額**  
止水板設置工事等に要した費用の2分の1とし、一つの建物について50万円を限度とする。(千円未満は切り捨て)  
例) 工事費等120万円  
→ 助成金60万円  
工事費等80万円1千円  
→ 助成金40万円



止水板設置イメージ

出典: 止水板設置工事助成事業(三鷹市ホームページ)

令和元年台風19号により浸水被害を受けた多摩川流域の都内市区町村では初

### 『調布市止水板設置工事等助成交付制度』の創設について

市では、令和元年台風19号による浸水被害を受けた多摩川流域の都内市区町村では初、風水害時における浸水被害の防止及び軽減を図るため、住宅(共同住宅を含む)、店舗、事務所等(以下「住宅等」という。)において止水板の設置その他の浸水防止対策に要した費用の一部を助成する制度を創設しました。

- 概要
  - 助成の対象となる事業  
次の設備を整備する事業について、令和元年10月12日以降のものを対象としています。  
ア 止水板の設置工事(止水板の製品購入費を含む。)  
イ 排水ポンプの購入  
ウ 可搬式非常用発電機の購入  
エ 上記以外の関連工事(関連設備の購入費を含む。)
  - 対象となる方  
過去に浸水被害を受けたことがある又は浸水被害が発生するおそれのある地域にある住宅等の所有者又は管理組合等とします。(※除外条件あり)
  - 助成金の額  
次の表に定める基準額を限度として、止水板の設置その他の浸水防止対策に要した費用を補助します。(※1住宅につき、1会計年度1回を助成限度)

| 助成対象事業        | 設置工事等の別  | 基準額                  |
|---------------|----------|----------------------|
| 止水板           | 購入及び設置工事 | 助成額の上限<br>20万円       |
| 排水ポンプ(※)      | 購入       | 実支出額の<br>2分の1<br>5万円 |
| 可搬式非常用発電機(※)  | 購入及び設置工事 | 10万円                 |
| 上記以外に市長が認める設備 | 購入及び設置工事 | 20万円                 |

※ 防災市民組織又は管理組合等が対象の事業です。

- 制度開始  
令和2年9月23日(水)から
- 周知  
市ホームページ、市報(10月5日号)  
令和元年台風19号に伴う浸水被害に関する住民説明会  
(10月30日、31日)で説明予定
- 担当  
調布市総務部 総合防災安全課  
☎ 042-481-7346  
✉ bousai@w2.city.chofu.tokyo.jp



出典: 調布市止水板設置工事等助成交付制度(調布市ホームページ)

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町村  
三鷹市、調布市、八王子市、狛江市

34



『多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの整備』

2.被害対象を減少させるための対策

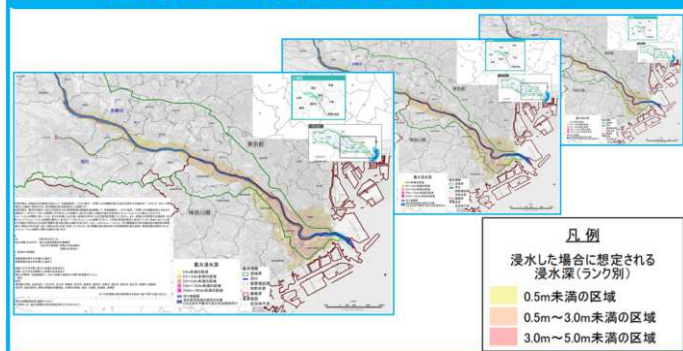
(1)まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害リスク情報の充実

①水災害リスク情報の充実

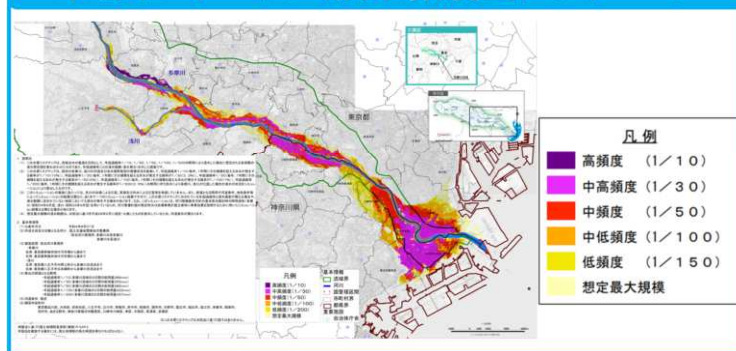
■ 取組の概要

- ・発生頻度の高い降雨による浸水範囲、浸水頻度、浸水深の関係をわかりやすく図示した図面を令和4年8月31日に公表しました。
- ・従来の想定最大規模降雨の洪水で想定される洪水浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップに加えて、より発生頻度の高い降雨による浸水範囲、浸水頻度、浸水深の関係をわかりやすく図示した「多段階の浸水想定図」、「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を新たに公表することにより、流域における河川整備の必要性や事業効果の理解を促すとともに、防災・減災のための自治体の土地利用検討や企業BCPへの反映による浸水被害の低減を推進します。

多段階の浸水想定図のイメージ



水害リスクマップ（浸水頻度図）のイメージ



多摩川流域治水協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている市町村

## ③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

『自治体との光ケーブル接続』

- 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実
- (1)土地の水災害リスク情報の充実
- ①水災害リスク情報空白地帯の解消(住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための情報提供等)

○京浜河川事務所では神奈川広域情報ネットを活用して自治体との情報の共有化を図り、的確、迅速に防災活動を行っています。

京浜河川事務所においては、関東広域情報ネット構想に基づき、関係自治体との間に光ケーブル接続による情報ネットワーク整備を進めています。

接続にあたっては、自治体庁舎から電柱添架、地中管路、下水道等を利用して光ケーブルを布設していただき、管内流域に敷設した光ケーブル接続して、自治体側に通信装置を整備することにより、管内の河川管理用CCTVカメラの映像や河川情報をリアルタイムに見ることが可能になります

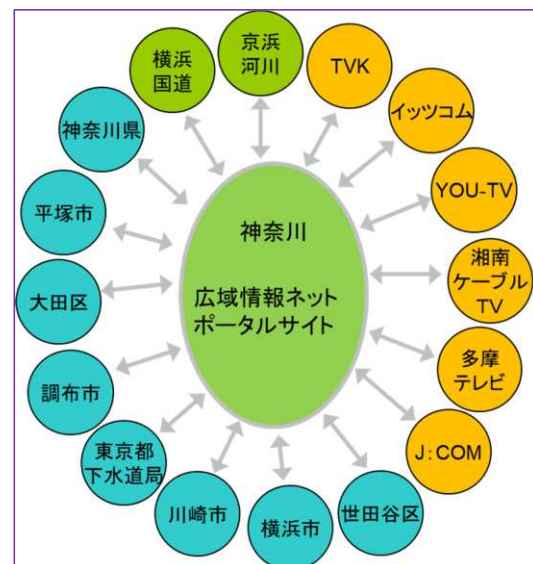
ライブカメラ



河川情報



河川管理用CCTVカメラの映像や河川情報等の最新情報がリアルタイムに収集できます。



多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町(接続先)  
京浜河川事務所、東京都、神奈川県、川崎市、大田区、調布市、世田谷区

37

■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:京浜河川事務所】

『危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置』

- 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実
- (1)土地の水災害リスク情報の充実
- ①水災害リスク情報空白地帯の解消(住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための情報提供等)

簡易型河川監視カメラ

「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」に基づき、「簡易型河川監視カメラ」を主に危険箇所に設置し、より身近な画像情報を提供し、住民に切迫感を伝えます。

【河川監視カメラの設置イメージ・図面】

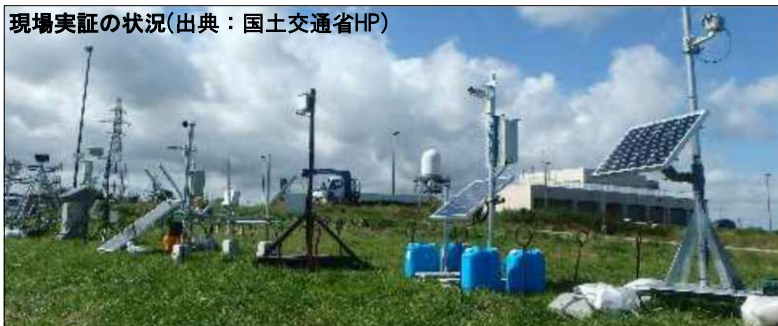


制御装置  
(モバイルルーター、  
バッテリー等)

既設CCTVカメラ



現場実証の状況(出典：国土交通省HP)



簡易型カメラ画像イメージ

簡易型カメラ画像はカメラ機種によって異なります

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町  
京浜河川事務所、神奈川県、山梨県

38



『避難行動要支援者を対象とした自動起動機能付きラジオの無償貸与について』

3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実

(1)土地の水災害リスク情報の充実

水災害リスク情報空白地帯の解消(住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための情報提供等)

- 狛江市地域見守り活動支援対象者名簿に登録があり、個別計画を策定されている方を対象に、自動起動機能付きラジオを無償貸与しています。配布しているラジオは、緊急放送を受信すると自動的に起動するコミュニティFM防災ラジオです。
- 災害時における避難行動要支援者への緊急情報等の迅速な伝達を図ります。



※狛江市地域見守り活動支援対象者名簿：

75歳以上のみの世帯や、障がいがある方など、日頃から見守りが必要な方や、災害時に支援が必要な方の情報をあらかじめ登録する名簿です。

※個別計画：

災害発生時において要支援者一人ひとりについて作成する避難支援計画です。

★緊急放送受信時に自動起動

★照明灯つき

★はがきサイズでコンパクト、停電時も乾電池で使用可能  
以上の特徴があり、防災用品としてお使いいただけます。



多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町

狛江市

39

■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト: 京浜河川事務所】

『タイムラインの高度運用の検討』

3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実

(2)避難体制等の強化

①ハザードマップやマイ・タイムライン等の策定

- ・近年の頻発化、激甚化する水災害発生状況を踏まえ、防災関係機関の連携による具体的で詳細な防災行動計画(タイムライン)策定に向けた「多摩川タイムライン検討部会」(令和3年度より大規模氾濫減災協議会に位置付け)を推進
- ・多摩川タイムラインは、R5年度から多摩川流域タイムラインとして運用する予定であり、令和4年度はWeb会議を活用し、従来より取組まれている情報伝達・ホットラインのさらなる充実に向けた取組として、タイムライン訓練において、危機感共有会議及びホットラインのWEB会議の試行を行った。(鶴見川・相模川の関係機関においても任意参加)

【令和4年度の取組】

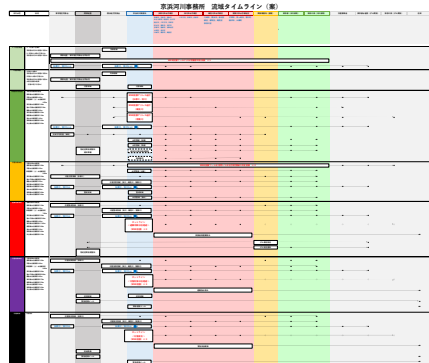
対象機関を拡充し多摩川流域タイムラインを作成

■多摩川タイムライン検討部会構成員

八王子市、立川市、青梅市、昭島市、日野市、福生市、多摩市、羽村市、あきる野市、大田区、世田谷区、品川区、狛江市、調布市、府中市、国立市、稲城市、川崎市、横浜市鶴見区、東京都、神奈川県、気象庁

【ダム関係】※参考  
東京都水道局

【交通関係】※参考  
JR東日本、JR貨物、西武鉄道、京王電鉄、多摩都市モノレール、小田急電鉄、東急電鉄、京浜急行



京浜河川事務所 流域タイムライン(案)

■多摩川タイムライン運用確認訓練

【開催日時】  
令和5年2月10日 13:00~16:30

【訓練目的】  
・多摩川タイムラインの運用確認と、各機関毎の行動確認訓練を平行して実施することでより実践的な訓練を実施

【訓練実施項目】  
・運用方法の確認  
・WEB会議を用いた情報伝達の試行  
・タイムラインに沿った防災行動の確認  
・防災情報収集訓練



訓練概要



WEB会議を用いた情報伝達訓練

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町

京浜河川事務所、東京都、神奈川県、川崎市、大田区、世田谷区、府中市、調布市、狛江市、八王子市、日野市、多摩市、立川市、昭島市、国立市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、稲城市

40

『マイ・タイムラインの取組や取組の推進』

- 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実
- (2)避難体制等の強化
- ①ハザードマップやマイ・タイムライン等の策定

- ・水害時の逃げ遅れゼロを目指して市民を対象としたマイ・タイムライン講習会を開催(大田区)
- ・大田区の他、川崎市、世田谷区、府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市、羽村市においても取組を実施 (HP周知、講演会等)

概要【マイ・タイムライン講習会】

- 令和3年度は6月から7月にかけて家屋倒壊等氾濫想定区域を中心に12回開催
- マイ・タイムラインの作成講座の他に、河川や気象の専門家による近年の水害やハザードマップの説明、気象情報の解説等を行った。
- 【マイ・タイムライン作成支援動画】
- 時間や場所に捉われずにマイ・タイムラインの作成要領を学べる作成支援動画を作成し、大田区公式Youtubeチャンネルで公開。
- 動画は「作成編」と「学習編」の2本立てとなっており、ハザードマップの見方や情報収集の仕方などを解説している。



マイ・タイムライン講習会(大田区)



マイ・タイムライン作成支援動画(大田区)

概要【マイ・タイムライン講習会(調布市)】

日時: 令和2年1月18日(土)  
場所: 調布市文化会館たづくり  
対象者: 調布市民(67名参加)

講師

気象予報士 菊池 真以さん  
調布市総合防災安全課

共催

多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫  
減災協議会



マイ・タイムライン講習会(調布市)



多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町  
大田区、調布市、東京都、神奈川県、山梨県、川崎市、世田谷区、府中市、狛江市、多摩市、  
稲城市、青梅市、羽村市、日野市、国立市

41

■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:調布市、八王子市、狛江市 ほか】

『ハザードマップの作成・周知』

- 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実
- (2)避難体制等の強化
- ①ハザードマップやマイ・タイムライン等の策定

○事前準備のための取組として、洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを作成・公表し、地域住民等への浸水リスク情報の周知を進めています。

・ハザードマップ等を参考に、事前に、浸水する箇所を把握することで、避難所まで安全に避難するためのルートの確認や浸水深が深く危険な箇所(リスク)を把握。

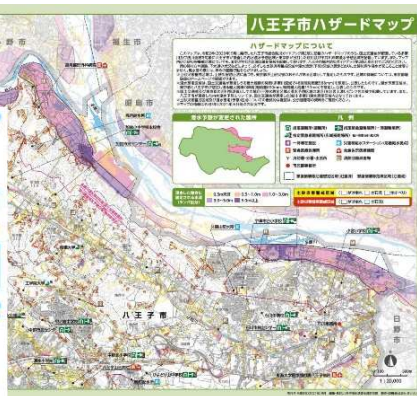
洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成



調布市洪水ハザードマップ



狛江市ハザードマップ(内水含む)



八王子市ハザードマップ

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町  
調布市、八王子市、狛江市、川崎市、世田谷区、武蔵野市、多摩市、国分寺市、  
青梅市、日の出町、大田区、稲城市、国立市、他各市区町村

42



『まるごとまちごとハザードマップの検討』

- 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実
- (2)避難体制等の強化
- ①ハザードマップやマイ・タイムライン等の策定

・公共施設や電柱を中心に水害の浸水実績看板(表示)を設置している、「まるごとまちごとハザードマップ」の更なる設置を推進します。

「まるごとまちごとハザードマップ」とは

水害ハザードマップ作成の手引き(H28.4)では、水害に関する情報の普及を目的とし、生活空間である市街地に、臨場感を持って水害を認識し、避難の実効性を高めるための工夫として、**水災にかかる各種情報(想定浸水深、過去の浸水実績、避難所の方向等)を洪水関連標識として表示することが有効と示しており、国土交通省では、まるごとまちごとハザードマップを推進しています。**



設置イメージ

立川市の例



府中市の例



多摩市の例



正面「洪水ハザードマップ」 側面「水害対策かるた」

無電柱化に伴う変圧器等の地上機器の有効利用

世田谷区の例



狛江市の例



調布市の例



多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町  
世田谷区、調布市、狛江市、多摩市、昭島市、羽村市、稲城市、立川市、府中市、日野市

43

■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:川崎市、世田谷区、日野市】

『小学生を対象とした水防災教育の実施』

- 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実
- (2)避難体制等の強化
- ②要配慮者利用施設の浸水対策(水災害時の子供等への対応を考慮した避難確保計画や防災教育等)

・水防災教育の支援として、小学校4年、5年を対象とした試行授業を実施(日野市、世田谷区、川崎市)  
・水防災教材集を作成し、教育委員会に配布(日野市、川崎市)

取組の背景

- 「水防災意識社会の再構築ビジョン」の中の取組として、防災教育の促進が掲げられている。
- 令和2年度施行の新学習指導要領では、防災教育の内容が拡充されている。

実施内容等

- 防災教育に取り組む小学校において、児童が自分事と考えられるように地域性を資料に反映。
- 防災教育による正しい知識習得により、小学生児童の避難の理解力向上に繋げる。

【令和元年度】

協議会を通じた水防災教材集配布

- 1 水防災教材資料(共通編)
- 2 水防災教材資料(展開例)
- 3 ワークシート
- 4 地域ごとの教材作成要領
- 5 災害時の画像等カタログ
- 6 水防災教育関連の参考リンク集
- 7 川崎市立東小田小学校 教材例
- 8 日野市立平山小学校 教材例
- 9 世田谷区立砧南小学校 教材例

【令和3年度】

水防災教育の実施

川崎市立上丸小学校



水防災教育の教育現場  
のニーズ把握

【令和4年度】

水防災教育の実施

- 1 川崎市立上丸小学校
- 2 世田谷区立上北沢小学校



【令和5年度】

マイ・タイムライン作成教材(京浜河川版)、  
防災教材動画リンク集を京浜河川HPで公開



・今後は協議会を通じて、教育委員会等と連携・協力して防災教育の充実・取組強化を図る

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町  
川崎市、世田谷区、日野市、東京都、神奈川県、青梅市、稲城市、多摩市、羽村市、あきる野市

44

『要配慮者利用施設(認可保育園)の避難対策』

3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実

(2)避難体制等の強化

②要配慮者利用施設の浸水対策(水災害時の子供等への対応を考慮した避難確保計画や防災教育等)

<取組経緯>

■令和2年7月

・浸水想定区域内に所在する認可保育園2園への『避難確保計画作成』の策定のお願い

→(判断) 臨時休園等の判断基準が必要との市の判断

■令和2年9月

『風水害における臨時休園等ガイドライン』策定

(主な概要) 「避難準備・高齢者等避難開始発令」前  
2園:臨時休園、他園:登園自粛

point: 万一の避難負担を大きく軽減させる

【課題】浸水想定区域外の避難場所確保

・杉ノ子第二保育園:姉妹園へ避難可  
・わらべつくし保育園:姉妹園がない、公共施設へ避難しても乳幼児用の設備や備蓄品は十分ではない。

■令和2年10月

『風水害における応援に関する協定書』締結

point: 市が別の保育園との間に入って締結  
『避難確保計画』作成、提出

■年1回の避難訓練

point: 改善点があれば計画見直し



浸水想定区域内に立地する認可保育園の避難先

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町

福生市、京浜河川事務所、東京都、神奈川県、山梨県、世田谷区、調布市、青梅市、狛江市、昭島市、稲城市、川崎市、羽村市、大田区、府中市

45

■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:京浜河川事務所、市区町村】

『自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会』

3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実

(3)関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化

①被災自治体に対する支援の充実(排水活動等の支援の充実)

○関係機関が連携した水害に対する事前準備の取組の一環で、地方公共団体職員を対象とした災害対策用機械の中でも排水ポンプ車操作に特化した講習・訓練を行っています。

排水ポンプ車等操作講習会の開催事例(R5.7.20)

【開催概要】

- 日時:令和5年7月20日 10:30~14:40(1回90分の講習を2回実施)
- 開催場所:大師河原防災ステーション
- 講習内容
  - ①災害対策用機械の派遣の手順(資料配付のみ)
  - ②京浜河川事務所 移動式排水設備貸付の手順(資料配付のみ)
  - ③実機を用いた操作訓練
    - 操作訓練 排水ポンプ車の設置・展開の訓練
    - 排水ポンプパッケージの設置・展開の訓練
    - 小型移動式排水設備の設置・展開の訓練

●参加者:地方公共団体 5団体 約14名

※WEB会議システムを使用した講習会も実施しています(令和3年度の事例)

●日時:令和4年2月1日 13:30~14:30、  
2月10日 15:00~16:00(60分の講習)

●開催場所:web会議

●講習内容

- ・京浜河川事務所所有の災害対策用機械概要
- ・災害対策用機械派遣要請の方法
- ・京浜河川事務所移動式排水設備貸付について
- ・排水ポンプ車の設置方法



発電発電機講習状況



ポンプの組立



実排水訓練状況



パッケージ講習状況



小型移動式排水設備講習状況

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町

京浜河川事務所、市区町村

46



『移動式排水設備(排水ポンプ車等)の整備・運用』

- 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実
- (3)関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化
- ①被災自治体に対する支援の充実(排水活動等の支援の充実)

○浸水被害を軽減する取組として、移動式排水設備の整備・運用を進めています。

排水ポンプ車



可搬式ポンプの配備・拡充(排水ポンプパッケージ)



稲城市は、京浜河川事務所多摩出張所に配備している移動式排水設備【ポータブル給排水システム】について定期的に、市管理課及び市防災課で実災害時に備え当該資器材の要請から取扱いまでの訓練を実施している。

また、実災害時に早急な要請及び取扱いができるよう借用・要請手順書を作成している。



稲城市管理課、防災課にて市車両へ発動発電機の積載



訓練現場での資器材説明及び訓練準備

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町  
京浜河川事務所、川崎市、大田区、世田谷区、狛江市、日野市、国立市、稲城市

47

■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:東京都】

『水防災情報の発信強化』

- 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実
- (1)土地の水災害リスク情報の充実
- ①水災害リスク情報空白地帯の解消(住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための情報提供等)

■ 河川監視カメラの設置拡大

- 令和元年東日本台風を契機に河川の状況を分かり易くリアルタイムに伝えるため、**河川監視カメラ等観測機器の設置拡大**を推進
- 令和5年度は**25箇所増設**し、合計で**150箇所程度**の映像を公開予定  
※東京都水防総合情報システム、東京都水防チャンネル(YouTube)で公開中
- 今後も、順次公開数を拡大予定

【落合川(東久留米市本町)】



■ 水害リスク情報システム(仮称)の公表

- 浸水予想区域図や過去水害記録等の情報を都民や事業者に分かり易く情報公開することで**“自助”“共助”の強化・支援**を推進
- 令和6年3月に公表予定



【YouTube 東京都水防チャンネル】

URL: <https://www.youtube.com/channel/UCaydvLwWthLMbfKLEQSY2UQ>



<情報公開イメージ> サイトのトップメニュー(作成中)

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町  
東京都

48

『区市町村との合同排水ポンプ車訓練の実施』

- 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための充実
- (3)関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化
- ①被災自治体に対する支援の充実(排水活動等の支援の充実)

実施の目的

◆東京都職員及び水防管理団体職員等による排水ポンプ車の操作習熟、連携強化

R5 実施結果



令和6年度以降の訓練について

- ◆排水ポンプ車を有する事務所毎に操作訓練を実施予定
- ◆水防管理団体に操作訓練への参加を依頼し、合同で訓練を実施予定
- ◆引き続き「東京都における排水作業準備計画」を踏まえた訓練を実施予定

多摩川流域協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている都県市区町  
東京都、都内区市

移動式排水ポンプ車



配備台数

- 西多摩建設事務所を除く10建設事務所に1台ずつ計10台を配備



特徴

- 軽量ポンプで、簡単に持ち運び可能
- 毎分5mの排水が可能な水中ポンプを2台積載

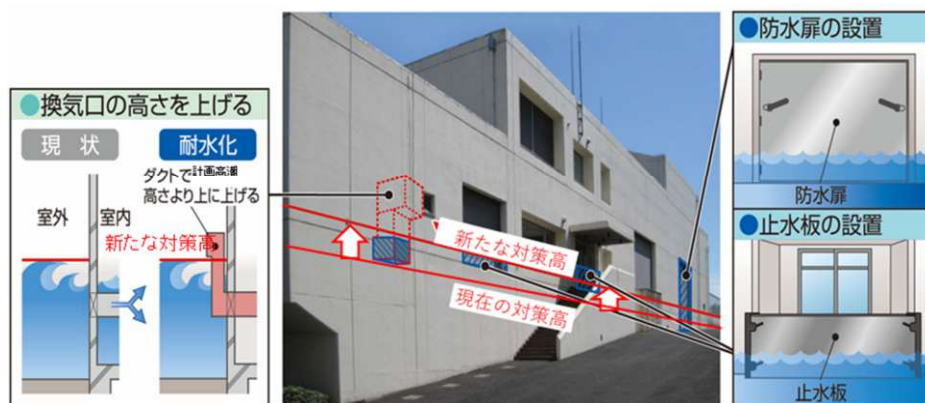
■ 対策事例 【多摩川流域治水プロジェクト:東京都】

『下水道施設の耐水化』

- 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- (4) 浸水被害の軽減
- ①下水道施設の耐水化(浸水時における下水道機能の維持)

※別紙「各対策のバーチャート」における分類

水再生センターやポンプ所において建物の出入口や換気装置など開口部からの浸水を防止するため、防水扉・止水板の設置や、換気口のかさ上げなどの対策を実施



- 東京都では、平成12年に発生した東海豪雨規模の大雨を想定した浸水高さに対しての耐水対策を実施済
- さらに、東京都防災会議で示された最大津波高さに対しての耐水対策を実施済
- 大規模地震の発生後を見据え、気候変動の影響を踏まえた高潮等に対応するため、施設の耐水化をレベルアップ



## ■各対策のバーチャート【多摩川水系流域治水プロジェクト】

|                                                               |                    | 短期                  |                      | 中長期 |
|---------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|----------------------|-----|
| 対策区分                                                          | 実施主体               | 直ちに検討、必要な対策を調整のうえ実施 | 継続して検討、必要な対策を調整のうえ実施 |     |
| 1.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策                                         |                    |                     |                      |     |
| (1)洪水氾濫対策                                                     |                    |                     |                      |     |
| ①堤防整備、河道掘削、調節池整備等の加速化                                         | 国<br>都県<br>市       |                     |                      |     |
| ②「粘り強い堤防」を目指した堤防強化、防潮堤耐震対策                                    | 国<br>都県市           |                     |                      |     |
| (2)内水氾濫対策                                                     |                    |                     |                      |     |
| ①都市浸水対策の強化<br>(下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等)                             | 都<br>市町            |                     |                      |     |
| (3)土砂災害対策                                                     |                    |                     |                      |     |
| ①いのちとくらしを守る土砂災害対策                                             | 都県                 |                     |                      |     |
| (4)流水の貯留機能の拡大                                                 |                    |                     |                      |     |
| ①利水ダム等による事前放流の更なる推進<br>(協議会の創設等)                              | 国<br>都県            |                     |                      |     |
| (5)流域の雨水貯留機能の向上                                               |                    |                     |                      |     |
| ①流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化<br>(貯留機能保全区域の創設、<br>雨水貯留浸透施設整備の支援制度の充実) | 都<br>市区町           |                     |                      |     |
| ②水田の貯留機能の向上                                                   | 市                  |                     |                      |     |
| ③上流域等における森林整備、治山対策                                            | 都県<br>森林整備<br>センター |                     |                      |     |
| ④雨水貯留浸透施設の整備<br>(民間企業等による整備、未活用の国有地の活用)                       | 都市区町               |                     |                      |     |
| 2.被害対象を減少させるための対策                                             |                    |                     |                      |     |
| (1)水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫                                 |                    |                     |                      |     |
| ①リスクが高い区域における立地抑制、移転誘導等(建物・土地利用の工夫)                           | 市区                 |                     |                      |     |
| (2)まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害リスク情報の充実                              |                    |                     |                      |     |
| ①水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消                                  | 都県                 |                     |                      |     |
| 3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策                                         |                    |                     |                      |     |
| (1)土地の水災害リスク情報の充実                                             |                    |                     |                      |     |
| 水災害リスク情報空白地帯の解消(住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための情報提供等)                 | 国<br>都県<br>市区      |                     |                      |     |
| (2)避難体制等の強化                                                   |                    |                     |                      |     |
| ①ハザードマップやマイ・タイムライン等の策定                                        | 国<br>都県<br>市区町     |                     |                      |     |
| ②要配慮者利用施設の浸水対策<br>(水災害時における子供等への対応を考慮した避難確保計画や防災教育等)          | 国<br>都県<br>市区      |                     |                      |     |
| ③避難行動や被害軽減行動を実行するための情報                                        | 都県                 |                     |                      |     |
| (3)関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化                                       |                    |                     |                      |     |
| ①被災自治体に対する支援の充実<br>(排水活動等の支援の充実)                              | 国<br>市区<br>町村      |                     |                      |     |
| (4) 浸水被害の軽減                                                   |                    |                     |                      |     |
| ①下水道施設の耐水化(浸水時における下水道機能の維持)                                   | 都市                 |                     |                      |     |